

原子力防災の取り組みと国の支援体制について

平成29年2月

内閣府(原子力防災担当)



1.内閣府(原子力防災)について

2.原子力災害時における国・自治体の体制

3.地域防災計画の充実に向けた取り組み

4.地域防災力向上に向けた更なる取り組み



1.内閣府(原子力防災)について

2.原子力災害時における国・自治体の体制

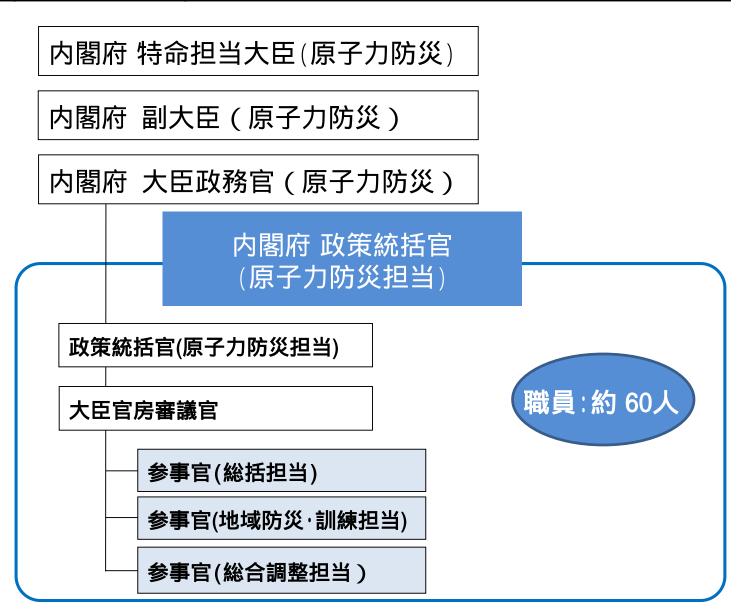
3.地域防災計画の充実に向けた取り組み

4.地域防災力向上に向けた更なる取り組み

1-1 内閣府(原子力防災)の体制



山内閣府(原子力防災)の組織は、平成26年10月14日に発足



1-2 内閣府(原子力防災)の業務



1.地域防災計画の充実に向けた対応

u 自治体の原子力防災計画、避難計画作成等の全面的な支援

原子力発電所がある13地域に「地域原子力防災協議会」を設置し、国と関係自治体等が緊密に連携し、計画の策定・充実強化の取組を実施中。

協議会の構成員等: 関係府省庁(指定職級)、佐賀県・長崎県・福岡県(各副知事)、関係8市町(市町長)、九州電力さらに、現地での支援を行うために、玄海地域には7名の内閣府職員を派遣

2. 関係道府県への財政的支援

u 放射線防護対策等に関する財政的支援

原子力発電施設等緊急時安全対策交付金(内閣府予算) 自治体が行う防災活動に必要な資機材(放射線測定器、防護服等)の整備等

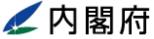
原子力災害対策施設整備費補助金(内閣府予算)

即時避難が困難な病院等の要配慮者や住民等が屋内退避するための施設等の放射線防護対策事業 等

3 . 原子力総合防災訓練の実施、道府県訓練への支援、防災業務関係者への研修

- u 原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方 自治体、電力事業者が合同で、原子力総合防災訓練を実施。
 - 27年度は伊方発電所(愛媛県)、H28年度は泊発電所(北海道)を対象に実施。
- u 自治体が行う原子力防災訓練を支援
- u 自治体職員、民間事業者等の防災業務関係者への研修を実施

1-3 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



Cabinet Office, Government of Japan

<国>

中央防災会議

防災基本計画

国、自治体、電力事業 者等がそれぞれ実施す べき事項を規定

原子力規制委員会

原子力災害対策指針

原子力災害対策に関す る専門的・技術的事項 を規定 < 県·市町村 > 県防災会議·

地域防災計画·避難計画

市町村防災会議

原子力災害対策指針、防災 基本計画に基づき、地域の 実情に精通した関係自治体 が作成 地域原子力防災協議会

- 」 原発が立地する13の地 域ごとに、内閣府が設置
- u 内閣府、規制庁を始めとし た国の全ての関係省庁と、 計画を策定する関係自治 体等が参加
- u 各自治体の避難計画を含む当該地域の「緊急時対応」を取りまとめ、原子力 災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であることを確認

支援

原子力防災会議

- ・全閣僚と原子力規 制委員長等で構成 (議長:総理)
- 地域の避難計画を含む「緊急時対応」が原子力災害対策が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的となっていることについて、国として了承

支援

内閣府

(原子力防災担当)

国による自治体支援の実施防護設備、資機材等への財政的支援

事務局

報告

- < 国による自治体支援の具体的内容 >
- •計画<u>策定当初から政府がきめ細かく関与し、要配</u>慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保 等、**地域が抱える課題をともに解決**するなど、国が前面に立って自治体をしっかりと支援
- 緊急時に必要となる資機材等については、国の交付金等により支援
- ・関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- ●一旦策定した計画についても、確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化



1.内閣府(原子力防災)について

2 . 原子力災害時における国・自治体の体制

3.地域防災計画の充実に向けた取り組み

4.地域防災力向上に向けた更なる取り組み

2-1 原子力災害発生時の対応体制



原子力事業者



- ・異常事態の通報義務
- ・要員派遣

関係県 災害対策本部

原子力災害対策本部

本部長:内閣総理大臣

佐賀県オフサイトセンター (唐津市)

原子力災害現地対策本部

本部長:内閣府副大臣 関係省庁要員が緊急時に参集

緊急時モニタリング・センター

合同対策協議会

関係県 現地本部



関係市町 連絡員

合同対策協議会により、必要な情報共有と応急対策を実施

要請

実動組織

(警察、消防、海保庁、自衛隊)

指定公共機関

(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

住民



・住民広報や避難計画に基づき 避難・屋内退避等を実施

緊急事態応急対策活動



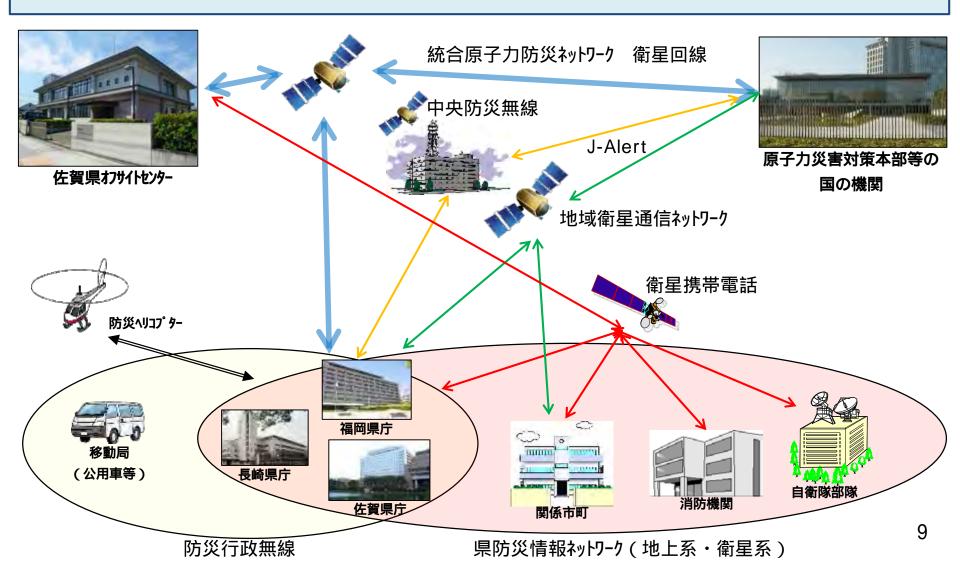
防護措置の指示 住民広報 避難誘導 等

> 被災者の 救援等の支援

2-2 連絡体制の確保



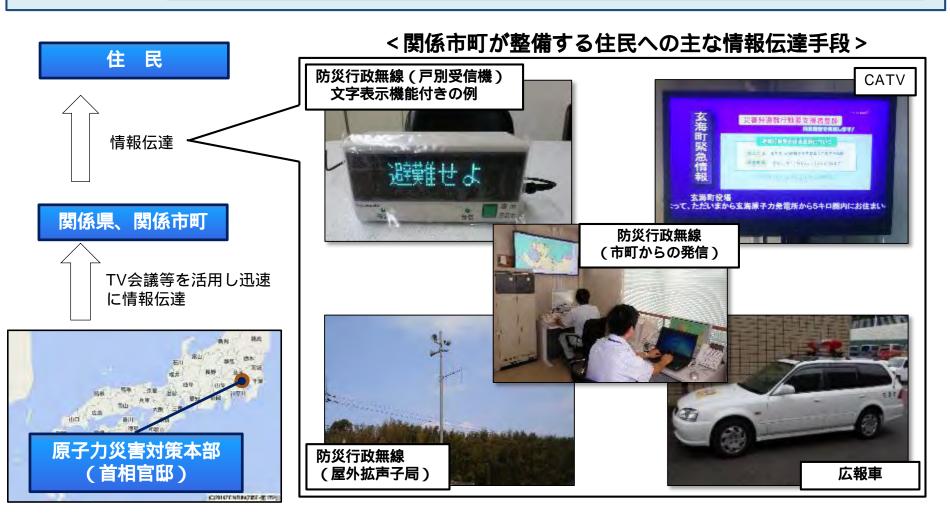
- ② 一般回線が通信不全の時には、<u>原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信</u> 回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- Ø その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。



2-3 住民への情報伝達体制



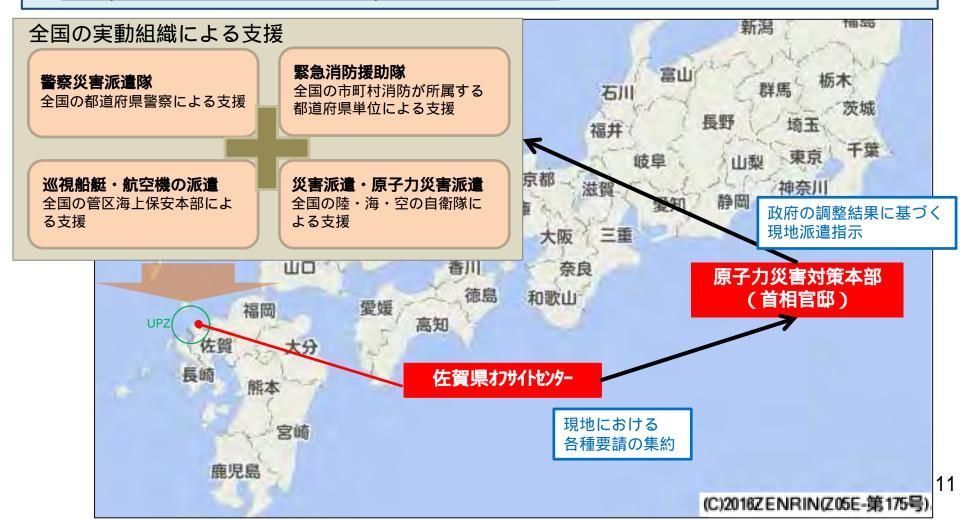
- Ø 防護措置(避難、一時移転、安定3ウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町にその内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- Ø 関係市町は、防災行政無線、CATV、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。



2 - 4 国の実動組織の広域支援体制



- Ø 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- Ø 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。



2-5 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例 人内閣府



佐賀県、長崎県、福岡県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ü現地派遣要員の輸送車両の先導
- ü避難住民の誘導・交通規制
- ü避難指示の伝達
- ü避難指示区域への立ち入り制限等







消防組織

- ü避難行動要支援者の搬送の支援
- ü傷病者の搬送
- ü避難指示の伝達







海上保安庁

- ü巡視船艇による住民避難の支援
- ロ緊急時モタリング 支援
- ü船舶等への避難指示の伝達
- ü海上における警戒活動





防衛省

- ü緊急時モタリング支援
- ü被害状況の把握
- ü避難の援助
- 山人員及び物資の緊急輸送
- 山人命救助のための通行不能道路の啓開作業





